

令和2年4月8日

保護者 各位

川越市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について（お願い）

日頃より、本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、国において緊急事態宣言が出され、川越市においても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び児童生徒の健康安全を考え、さらに、臨時休業を実施することといたしました。感染しない、感染させないこと、お子様の安全が第一であることがこの臨時休業の目的であります。

つきましては、下記のとおり進めてまいりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いたします。

記

1 臨時休業日の期間

令和2年4月8日（水）から令和2年5月6日（水）

※感染拡大の状況により、上記期間については変更します。

2 入学式・始業式について

令和2年5月7日（木）学校再開に合わせて実施致します。

3 登校日等について

- (1) 4月13日（月）から学校毎に週1回を目安に登校日（分散登校）を設け、児童生徒の健康状態等の把握、学習の進捗状況の点検、新たな学習課題等を配付します。
- (2) 4月9日以降、教科書等の配付にあたり、各校から来校依頼等が行われた際には、ご協力をお願いいたします。
- (3) 校庭開放については、当面の間実施しません。開放再開にあたっては改めてお知らせいたします。

4 児童生徒の受け入れについて

4月8日（水）から学校施設及び学童保育室を利用し、児童生徒を受け入れています。

(1) 学童保育室を利用している児童

平日 8:30～18:30（15:00まで小学校施設・15:00以降学童保育室）

土曜日 7:30～18:30（土曜拠点学童保育室）

(2) 学童保育室を利用していない児童生徒で預け先がない児童生徒

対象：①小学校3年生以下または特別支援学級に在籍している児童

②中学校において特別支援学級に在籍している生徒

平日 8:30～15:00（学校施設）

※平日15:00以降及び土曜日はご利用できません。

※市のHPに掲載している「小学校における児童の受け入れについて」「中学校における生徒の受け入れについて」を参照してください。

## 5 給食について

- (1) 5月8日（金）から開始します。尚、小学校1年生については、5月11日（月）から給食を開始します。
- (2) 4月分の給食費は請求しません。また、5月分の給食費は2日分（小学校1年生については3日分）減額して金額を請求する予定です。

## 6 家庭学習について

<取り組んで欲しい学習>

◎読書（伝記、歴史、小説、科学など）

◎家の手伝い（継続することによって自己有用感をもたせる）

◎自ら課題を見つけ、調べたり、製作したりする学習（調べ学習、ものづくりなど）

◎英語などの各種検定等への取組

- ・家庭科の裁縫としてマスクの作製
- ・新聞の切り抜き及び要点まとめ 等

<学校からの課題例>

- ・教科書・資料集等を活用した学習  
（旧学年教科書等の復習・新しい教科書等の予習）
- ・復習や予習のために各校で作成したプリントの活用
- ・埼玉県学力・学習状況調査の復習シートの活用 等

<インターネット環境が使用できる場合>

- ・ライズeライブラリアドバンスの活用
- ・川越市ホームページ内学習支援コンテンツサイトの活用  
「臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト」
- ・文部科学省が開設した「臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト  
（通称「子供の学び応援サイト」）の活用 等

## 7 その他

- (1) 手洗いや咳エチケットなど基本的な感染症対策を日常的に行うようご家庭でもご指導ください。
- (2) 登校日などにマスクを着用できるよう、手作りマスクの作製等にご協力をお願いします。
- (3) 長期休業中は、学習の時間を決めたり、ご家庭のお手伝いや適度な運動を実施したりしていただくなどし、引き続き規則正しい生活を送っていただけるようお願い申し上げます。
- (4) 登校日には、健康観察簿等を学校に持っていくようお願いいたします。尚、発熱や風邪の症状が見られる場合には、自宅での静養に努めてください。また、コロナウイルス感染症に係る不安等があるときには、無理して登校する必要はありません。欠席の扱いにはなりません。その際には、学校までご連絡をお願いします。
- (5) 不要不急の外出を控え、大勢の人が長時間同じ空間にとどまるような場所は避けてください。
- (6) 学校施設や学童保育における受け入れについても、ご家庭の状況も踏まえながら、できるだけ見直してくださるようご協力をお願いいたします。